



Title	初期アテーナイにおける殺人裁判と刑罰
Author(s)	平山, 晃司
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2018, 2017, p. 29-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/69925
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

初期アテナイにおける殺人裁判と刑罰

平山晃司

1 はじめに

アテナイでは「四百人」による寡頭政権崩壊直後の前410年に大規模な法の改正・編纂事業が開始され、その一環として前409年に「ドラコーンの殺人の法」を刻した碑文が作成された。その石碑の現存部分¹に記されている法文は、前621年に公布されたオリジナルを忠実に復刻したものだと考えられており²、初期アテナイにおける殺人裁判と刑罰のありようを伝える第一級の史料となっているが、残念ながら十分な情報を与えてくれているとは言い難い。というのも、この碑文の判読可能な部分には無意思殺人と合法殺人に関する規定は認められるものの、故意殺人の犯人の取り扱いを定めた法文が見当たらないからである。無意思殺人の犯人に対する刑罰は追放、ただし犠牲者の一定の範囲の親族全員が和解に合意した場合は帰国を許されると定められているが、故意殺人の犯人にはどのような刑罰が科せられたのだろうか。ドラコーンが成文法を制定した当時の実情を伝える同時代の資料は皆無である。そこで、古典期の法廷弁論からこの問題に関する証言を拾い集め、それらの検討を通じて何らかの手掛かりを探ることにする。

2 故意殺人に対する刑罰

デーモステネースは『メイディアース告発』の中で、殺人が故意になされた場合と過失による場合の刑罰の苛酷さの違いについて次のように述べている。

οἱ φονικοὶ [sc. νόμοι] τοὺς μὲν ἐκ προνοίας ἀποκτιννύντας θανάτῳ καὶ ἀειφυγίᾳ καὶ δημεύσει τῶν ὑπαρχόντων ζημιοῦσι, τοὺς δ’ ἀκουσίως αἰδέσεως καὶ φιλανθρωπίας πολλῆς ἡξίωσαν. (21.43)

殺人の法は故意に人を殺めた者を死刑と永久追放と財産没収をもって罰しますが、その意図なくして人を死なせた者には赦しと深い慈悲を与えてやるのが相応しいとしているのです。

ここで問題となるのは、死刑と永久追放が共に故意殺人に対する刑罰として挙げられていることであるが（財産没収は他の二つのいずれにも伴う付加刑であったと考えられるので³、さしあたり無視してよかろう）、ある男を意図的かつ計画的に殺害したとして訴えられているアンティポーン『四部作第一』の被告も次のように言う。

ἔαν δὲ νῦν καταληφθεὶς ἀποθάνω, ἀνόσια ὄνειδη τοῖς παισὶν ὑπολείψω, η̄ φυγὴν γέρων καὶ ἀπολιτὸν ὄντα ἐπὶ ξενίας πτωχεύσω. (2. 2. 9)

しかしながら、今、有罪判決を受け、私が死ねば、私は子供たちに忌まわしい非難を残すでしょうし、国外追放となれば、異国の地で年老い、祖国を持たぬ者として乞食をして暮らすこととなるのです⁴。

この証言は、故意殺人の容疑者に有罪の判決を下すに当たって死刑か永久追放かの二者択一が行われたことを示唆しているようであるが、犯人をいずれの刑に処すべきかが犯行の凶悪さの程度に応じて決められたのだとしたら、その際どのような基準が適用されたのだろうか。

アンティポーン『毒殺容疑での継母告発』の中で、原告は陪審団に対し、被告は「意図的に死を計画して」（ἐκονσίως καὶ βουλεύσασα τὸν θάνατον）父を殺したのだから、「皆さんと正義によって破滅させられるべきです」と訴えている（1. 26f.）。彼の語るところによれば、被告は夫の友人ピロネオースの愛人に近づいて毒薬を媚薬と偽って渡し、それをピロネオースと自分の夫に飲ませるよう唆したのだという。それゆえ彼は被告を計画的殺人の犯人と同様に死刑に処すべき

¹ IG I³. 104.

² Stroud (1968), 60-4; Gagarin (1981), 23-9; Carawan (1998), 80.

³ MacDowell (1963), 115-7.

⁴ アンティポーンの弁論作品からの引用に際しては、高畠純夫訳（アンティポン／アンドキデス『弁論集』西洋古典叢書、京都大学学術出版会、2002）を用いた。

だと主張しているのである⁵。また一方、『四部作第三』では、酒に酔った上での喧嘩で殴り殺された老人の親族が相手の若者を告発し、陪審団に対して次のように言う。

ἴμᾶς δὲ χρὴ, τῇ τε ἀνομίᾳ τοῦ παθήματος ἀμύνοντας τὴν τε ὕβριν κολάζοντας ἀξίως τοῦ πάθους, τὴν βουλεύσασαν ψυχὴν ἀνταφελέσθαι αὐτόν. (4. 1. 7)

皆さんの為すべきは、蒙ったことの無法性に報復し、被害に見合った罰で傲慢を罰すること、そして企みを巡らした魂を今度はこの者から奪うことです。

「企みを巡らした魂を」（*τὴν βουλεύσασαν ψυχὴν*）という表現が示すように、この原告は、若者は突発的な激情に駆られて思わず手を出してしまったのではなく、明確な殺意を抱いて老人に暴行を加えたのだと主張しているのである。

故意殺人に対する刑罰は死刑か永久追放か二つに一つであったという前提に立って考えれば、計画性や明らかな殺意が認められる場合は犯人は処刑され、一時的な傷害の意思は認められるが殺意はなかったと判断される場合は国外へ追放されたということを、これら二つの証言が暗に示しているとの解釈が可能になる。ところが、かかる前提そのものを搖るがす証言が存在するのである。アンティポーン『ヘーローイデース殺害について』の中で、被告エウクシテオスは次のように言う。

Ἐπειτα τίμησίν μοι ἐποίησαν, ἀνταποθανεῖν τοῦ νόμου κειμένου τὸν ἀποκτείναντα (5. 10)

次に、法は殺人者に対し報復として死を定めているにもかかわらず、彼らは私に対して量刑相互提案方式を当てはめたのです。

また、デーモステネースは『アリストクラテース告発』の中で次のように述べている。

ἄν δὲ δόξῃ τὰ δίκαια' ἐγκαλεῖν καὶ ἔλη τὸν δεδρακότα τοῦ φόνου, ... τῷ δ' ἐπιδεῖν διδόντα δίκην ἔξεστιν, ἦν ἔταξ' ὁ νόμος, τὸν ἀλόντα, πέρα δ' οὐδὲν τούτου. (23. 69)

しかし、もし訴訟が正当であると判断され、殺人者に対する有罪判決を勝ち取ったとしても、…告発者には罪人が法に定められた罰を受けるのを眺めることが許されていますが、それ以上のことは認められません。

「法に定められた罰を受ける」（*διδόντα δίκην, ἦν ἔταξ' ὁ νόμος*）という表現は曖昧だが、告発者が死刑囚を嘲笑して復讐心を満足させることが一般的であったらしいことを考えれば⁶、これは「処刑される」ということを婉曲的に言い表したものと解すべきであろう。

これら二つの証言からは、死刑に代わるもう一つの選択肢としての追放刑の存在は浮かび上がってこない。しかしその一方で、故意殺人に対する刑罰として死刑と永久追放の両方に言及しているものもある。この矛盾を解消する最良の方法は、第1回目の弁明を終えた後で勝訴の見込みなしと判断し、死刑を免れるべく国外へ逃亡した故意殺人の容疑者が⁷、被告人不在のまま続行された裁判の結果有罪となった場合、彼に対して永久追放の刑が宣告されたと考えることであろう⁸。この考えが正しければ、古典期のアテナイにおいては、犯人が裁判の途中で自ら国外へ退去した場合を例外として、故意殺人に対する刑罰は死刑であったとの結論を下すことができる。ところが、これに待ったをかける証言が存在するのである。

⁵ 殺人教唆（*βούλευσις*）の犯人に対しては、自ら手を下して殺した場合と同等の刑罰が科せられた。Cf. Andoc. 1. 94: *τὸν βουλεύσαντα ἐν τῷ αὐτῷ ἐνέχεσθαι καὶ τὸν τῇ χειρὶ ἐργασάμενον*.

⁶ Aeschin. 2. 181f.

⁷ 殺人裁判の被告には、1回目の弁論を終えた後、判決を待たずに自発的に国外へ退去することが認められていた。Cf. Antiph. 4. 4. 1, 5. 13; Poll. 8. 117.

⁸ MacDowell (1968), 113-5. ただし、『メイディアース告発』の中で永久追放を故意殺人に対する刑罰の一つとして挙げた時 (21. 43)、デーモステネースはもう一つのケースをも念頭に置いていたかもしれない。それは、在留外人を故意に殺害した場合である。 — Lex. Seg. 194. 12f. (Δικῶν ὄνόματα, s. v. φονικόν): ἐὰν μέτοικόν τις ἀποκτείνῃ, φυγῆς μόνον καταδιάζετο· ἐὰν μέντοι ἀστόν, θάνατος ἡ ζημία. Cf. Saunders (1991), 238 n. 107.

デーモステネースが『アリストクラテース告発』の中で引用している合法殺人に関する法文は、殺人が合法とされる四つの場合（運動競技の最中に誤って対戦相手を死なせた場合・追い剥ぎの待ち伏せに遭ってこれを殺した場合・戦闘中に味方を敵と誤認して殺した場合・自分の妻や母親、姉妹、娘、あるいは子を儲けるために囮っている愛人と通じた男を、その現場を押さえて殺害した場合）を列挙した後、次の言葉で締め括られている：*τούτων ἔνεκα μὴ φεύγειν κτείναντα* (23. 53)。この *φεύγειν* の意味を「告訴される」と解する説は斥けられねばならない⁹。なぜなら、ここに挙げられているような場合であっても殺人者が告訴されることはありえたからである。その証拠に、リューシアース『エラトステネース殺害に関する弁明』における被告エウピレーツは、自分はエラトステネースが妻と密通している現場に踏み込んで彼を殺したのだと申し開き、無罪を主張している（殺人の容疑で訴えられた者が、殺害の事実は認めるものの、それが法に触れぬものであることを主張している場合には、デルピーニオンの法廷で裁判が行われた¹⁰）。したがって、*φεύγειν* のここでの意味は「追放される」以外の何物でもない。つまり、この法文の末尾の文言は、殺人が合法と認められない限り殺人者は追放刑に処せられるということを暗に示しているわけである。これは先に検討を加えたいいくつかの証言と明らかに矛盾している。この法によって合法と定められている四つの中には故意殺人の範疇に入るものも含まれているのに、通常の場合に殺人犯に対して科せられる刑罰として追放刑のみが示され、死刑への言及がないのはなぜだろうか¹¹。

この問題については次のように考えたい。——ドラコーンが殺人法を成文化した当時のアテナイにおいては、故意殺人に対する刑罰は永久追放、無意思殺人に対する刑罰は遺族の赦しを得れば帰国可能という条件付きの追放と定められていたが、これは古い時代の慣習をそのまま受け継いだものであった。そして、この規定が有効であった間のある時期に件の法文が起草された。その後、法が改正されて故意殺人に対する刑罰は死刑となつたが、この法文は元の形のまま保存された。その末尾の文言 *τούτων ἔνεκα μὴ φεύγειν κτείναντα* は、本来ならば *μὴ φεύγειν* の部分を *μήτε ἀποθανεῖν μήτε φεύγειν (vel sim.)* に変えるか、さもなくば全体を *νηποιεὶ τεθνάναι* と改めるべきところであるが、この規定の趣旨は「どのような場合に殺人は合法とされるか」という点にあるのだから、故意殺人に対する刑罰が追放から死刑へと変わったからといって、あえてそのような修正を施す必要はなかったのである。

このような推論を促す間接的証拠となるのが、前 6 世紀末頃のものと推定されるロクリスの入植に関する法 (ML 13) である。この法文の文言から、当時この地方では殺人犯およびその一族は追放、財産は没収、住居は取り壊しと定められていたことが知られるが¹²、これは古い時代の慣習を踏襲したものである蓋然性が高い。というのも、デーモステネースが次のように述べているからである。すなわち、ロクリス人は法に関して極端に保守的で、父祖伝来の古法を頑に守り通している。新法を提案せんと欲する者はその首に縄を巻きつけた状態で発議し、可決されればそれを解かれるが、否決されれば直ちに絞殺される。そのようなわけで、ロクリスでは 200 年以上もの間にたった一つしか新法が制定されていないのだと (24. 139-141)。Latte によれば、殺人犯を追放し、その住居を破壊する目的は、その存在が共同体の平和を損なう恐れのある人間を排除し、さらには彼に関する記憶の痕跡を完全に消し去ることであるが¹³、それは取りも直さず殺人の穢れを祓い淨めることなのである¹⁴。

⁹ Gagarin (1981), 114 n. 8; Carawan (1998), 94f.

¹⁰ Dem. 23. 74; Ps.-Arist. *Ath. Pol.* 57. 3.

¹¹ 永久追放は故意殺人の犯人が死刑を免れるために自ら服するものではなく、被告人に有罪の判決を下すに際して死刑と共に二者択一の対象となる刑罰であったと考える Gagarin (1981), 115 は、話し手は修辞上の必要に応じて死刑と追放刑のいずれか一方を強調することがありうると言うが、他の箇所ならともかく、ここでは実在する法文が読み上げられているのだから、話し手（ないし弁論代作者）の意図の入り込む余地などあろうはずがない。

¹² 11-14: *αὐτὸς μὲν φερέτω καὶ γενέὰ ἄματα πάντα, χρήματα δὲ δαμενόσθων καὶ ροικία κατασκαπτέσθω κατὰ τὸν ἀνδρεφονικὸν τετθμόν.* なお、ブルータルコスの伝えるところによると、ヘーシオドスを殺害した犯人たちはロクリス人によって生きたまま海に沈められ、その家屋は破壊されたという (*Conv. sept. sap.* 162b-e)。

¹³ Latte (1931), 281.

¹⁴ Connor (1985), esp. 90-6. 清宮 (1988), 221 がすでに指摘しているように、中世日本の荘園においては、領内で犯罪が生じた場合、領主はそれを穢れの発生と見なし、犯人の領外への追放、犯人の住居の焼却あるいは破壊という手段で、領内の災厄の除去、秩序の回復に努めたということが明らかにされている。勝俣 (1983) を参照。

アテナイにおいても殺人犯の追放が一種の儀礼であったことは、無意思殺人の犯人は一定の期間内に定められた経路を通って国外へ退去せねばならず、犠牲者の遺族の赦しを得て帰国する際も、一定の形式に従って供犠・淨めその他諸々のことを行うよう義務づけられていたことから明らかである¹⁵。そして、この儀礼の目的は言うまでもなく、穢れを祓い淨め、秩序を回復することであった。では、古くは故意殺人に対しても同じ目的で追放刑が科せられたのだとしたら、なぜそれが後に死刑に取って代わられたのか。

殺人の穢れとは本来、ある家族の一員が別の家族の一員の命を奪ったことによって、二つの家族の間の均衡が崩れた状態を象徴するものであった。そして、血の復讐によって失われた均衡を回復することが「淨め」であった。だが、社会の発達に伴って、二つの家族の間に不和を生じさせ、場合によっては果てしなく続く血讐へと進展する可能性もある殺人が、社会の秩序を攪乱し、安寧を脅かす悪しき行為、すなわち「犯罪」として意識されるようになった。そして、そのような意識の深化と並行して、殺人の穢れが伝染するという観念が徐々に形作られていった。殺人に対する意識が上述のように変化すると、殺人の穢れは共同体社会の秩序が毀損された状態の表象という新たな側面を有することになり、その結果、伝染性という属性を付与されるに至ったのである。このような変化が生ずる過程で、血の復讐と人命金の授受は禁止された。以後、殺された者の遺族にとっては、裁判に訴えることが殺人者に復讐するための唯一の手段となつた。つまり、殺人裁判制度は個人の自力行使に対する公権力による規制を端緒として成立したのである。

故意殺人の犯人に対する処置が遺族による血の復讐から公権力による処刑へと直接移行せず、追放刑という段階を経なければならなかつたのは、殺人が共同体社会の秩序に対する侵害として意識されるようになったことにより、〈ある家族の成員の命が別の家族の成員の手で奪われたために、両家族間の平和的な均衡が崩壊した状態の表象〉という殺人の穢れの本質的な側面が、

〈殺人によって共同体社会の秩序が毀損された状態の表象〉という新たな側面によって抑圧され、潜在化したためだと考えられる。そのような変化が生じたのは、殺人の穢れという宗教的観念が、新たに付与された伝染性という属性を武器に、いまだ自らの権威を確立するに至っていない未熟な法の補佐役として、共同体社会の秩序維持の機能を果たさなければならなかつたからである。時代が下つて社会がさらに発展し、その構造が複雑化してゆくのに伴つて、法・裁判制度が発達を遂げ、法による支配が確立されると、殺人の穢れの観念が果たしてきた秩序維持の機能は次第にその有用性を失つていつた。これにより、殺人の穢れが持つていた、共同体社会の秩序が毀損された状態の表象としての側面は伝染性という属性と共に形骸化し、替わつて、二つの家族の間の均衡が崩壊した状態の象徴という本来の姿が顕在化してきた。そうなると、殺人の穢れを淨めるためには、殺人者の身柄ごと共同体の外部へ祓い棄てるという方法よりも、彼によって命を奪われた者のための復讐として殺人者を殺すという方法のほうが相応しくなる。かくして故意殺人の犯人に対する刑罰として、永久追放に代わつて死刑が科せられるようになったのである。

3 殺人裁判の実態

前 409 年に復刻された「ドラコーンの殺人の法」では、無意思殺人の犯人は追放刑に処せられるとする規定のすぐ後に、バシレウスが殺人の実行犯またはそれを教唆した者に対して有罪を宣告すること、その判決はエペタイが下すことを定めた法文が続いている¹⁶。この規定は無意思殺人にのみ当てはまるものなのか、それとも故意殺人の場合にも同じ手続が取られたのであろうか。

前 4 世紀には、殺人が故意によるものである場合はアレイオス・パゴスの法廷で同評議会を陪審員として裁判が行われるようになつてゐたが¹⁷、ドラコーンの時代においては、その場合もエペタイが審理を担当したと考えられる。その根拠となるのは、「ドラコーンはアレイオス・パゴスには一度も言及しておらず、殺人のことに関しては常にエペタイに語りかけている」というプ

¹⁵ Dem. 23. 72. Cf. Burkert (1970), 88.

¹⁶ IG I³. 104, 11-13: δικάζειν δὲ τὸν βασιλέας αἴτιον φόνου εἴηναι τὸν ἐργασάμενον] ἢ βουλεύσαντα· τοὺς δὲ ἐφέτας διαγνῶνται. 括弧内は 17 字分の判読不能な部分を Gagarin (1981), 39 が復元したもの。他の復元案としては、e. g. Stroud (1968), 47: ... εἰτε τὸν αὐτόχειρα εἴτε βουλεύσαντα. ここで δικάζειν の意味については前沢 (1986), 27-9 を参照。

¹⁷ Dem. 23. 22; Ps.-Arist. Ath. Pol. 57. 3.

ルータルコスの証言である¹⁸。彼はこの事実を、ソローンがアレイオス・パゴスの評議会を創設したと考える人々の論拠として挙げた上で、その説に対する反証としてソローンの大赦に関する法を引用している¹⁹。

ἀτίμων ὅσοι ἄτιμοι ἥσαν πρὶν ἡ Σόλωνα ἄρξαι, ἐπιτίμους εἶναι, πλὴν ὅσοι ἐξ Ἀρείου πάγου ἡ ὅσοι ἐκ τῶν ἐφετῶν ἡ ἐκ πρυτανείου καταδικασθέντες ὑπὸ τῶν βασιλέων ἐπὶ φόνῳ ἡ σφαγαῖσιν ἡ ἐπὶ τυραννίδι ἐφευγον ὅτε ὁ θεσμὸς ἐφάνη ὅδε.

市民権喪失者のうち、ソローンのアルコーン就任以前に市民権を剥奪されていた者は復権を許される。ただし、アレイオス・パゴスの法廷により、あるいはエペタイによって、またはバシレウスによる有罪判決を受けた結果プリュタネイオンの法廷によって、殺人または殺戮の廉で、あるいは僭主政樹立の廉で、この法が公布された時に追放されていた者を除く。

Ruschenbusch の指摘するように²⁰、この法文ではアレイオス・パゴスが僭主政樹立の企てに、エペタイとプリュタネイオンが殺人と殺戮に、それぞれ対応していると解すべきである。つまり、アレイオス・パゴスの法廷はソローンのアルコーン就任以前にすでに存在したが、その当時は僭主政樹立による国制転覆をはじめとする純政治的犯罪を主に裁いたのであって、殺人に対する裁判権はいまだ有していないかったのである。一方、エペタイとプリュタネイオンの法廷は共に前 4 世紀においても殺人事件に対して裁判権を行使していたが（前者はパッラディオン・デルピーニオン・プレアットーの三つの法廷で審理を担当した）、後者は当時アテナイに存在した五つの殺人法廷の中でもとりわけ異彩を放っていた。

この法廷では、犯人が不明である場合と動物や無生物が人を死なせた場合に裁判が行われ、裁きを担当したのはバシレウスと、クレイステネースによる改革以前の旧部族の長である 4 人のピューロバシレウスであった²¹。この法廷における裁判手続の詳細については Ruschenbusch が妥当な見解を示している²²。それによると、犠牲者の遺族は自らに呪いをかけた上で宣誓し、「犯人」たる獣や物体または未知の殺人犯を告訴した。この宣誓は決闘や神判などと同様に、その結果から主張の真偽、権利の所在、有罪か無罪かなどが自動的に明らかになる形式的立証手続の一種である。つまり、この宣誓によって起訴事実は立証されたことになり、それに基づいてバシレウスが「被告」に有罪の判決を言い渡した。この有罪宣告は原告である遺族の宣誓によって証明された事実、すなわち犠牲者は何者かによって殺害された、あるいは彼を死なせたのは当の物体ないし動物であるという事実を儀礼的に確認したものにほかならない²³。有罪の判決を受けた鉄や石、木片などの物体は国境の外に棄てられ²⁴、未知の殺人犯に対してはバシレウスが国外追放を宣告した²⁵。人を死なせた動物が実際にどのように処理されたかは伝えられていないが、プラトーンはこれを殺した上で国境外に棄てるべきだと述べている²⁶。

このように、プリュタネイオンの法廷における裁判手続は多分に原始的な性格を帶びているのだが、この法廷がソローンの大赦令の中でエペタイのそれと共に殺人を管轄する法廷として言及されていることから、次のように推測することができる。——ドラコーン以前は殺人事件はすべてプリュタネイオンの法廷で裁かれていたが、ドラコーンによる殺人法の成文化以後、故意殺人に対する裁判権がアレイオス・パゴスの法廷に移管されるまでは、通常の殺人の場合は（故意・無意思いそれも）エペタイが、無差別の大量殺戮（σφαγαῖ）などのような犯人の特定が不可能な場合と、動物や何らかの物体が人を死に至らしめた場合はプリュタネイオンの法廷が、それぞれ

¹⁸ Sol. 19. 3.

¹⁹ Ibid. 19. 4.

²⁰ Ruschenbusch (1960), 134f.

²¹ Dem. 23. 76, Schol. Patm. ad loc. (BCH 1 (1877), 139); Ps.-Arist. Ath. Pol. 57. 4; Poll. 8. 120; Harp. s. v. ἐπὶ Πρυτανεῖω; Paus. 1. 28. 10; cf. Pl. Leg. 873e-874b.

²² Ruschenbusch (1960), 132f.

²³ Cf. Maschke (1926), 47-50.

²⁴ Aeschin. 3. 244, Schol. Patm. ad Dem. 23. 76, Poll. 8. 120, cf. Paus. 5. 27. 10, 6. 11. 6.

²⁵ Schol. Patm. ad Dem. 23. 76.

²⁶ Leg. 873e.

裁判を担当した²⁷。

ドラコーン以前の古い時代においては、殺人犯が特定の人間である場合の裁判は以下のようなものであったと推測される。——殺された者の遺族は一定の形式に従って宣誓し、犯人を名指しで告訴する。この宣誓によって立証された殺害の事実をバシレウスが確認し、被告に対して有罪の判決を言い渡せば、彼は国外へ追放される。ただし被告が、自分は原告の親族である某を過失によって死なせてしまったのであって、意図的に殺したのではないと主張する場合は、その旨の宣誓を行うことが義務づけられており、被告の主張が真実であることが宣誓によって証明されれば、彼に科せられる追放刑には、犠牲者の遺族との間に和解が成立した場合は帰国を許されるという条件が付加される。

古くは犯罪の事実の有無のみならず、被告に犯意があったか否かもまた宣誓によって判定されたということを示唆する事例が、ホメーロスの叙事詩の中に見出される。——『イーリアス』第23歌で、アキッレウスの呼びかけによってパトロクロスの葬送競技が催されるが、その最初の種目である戦車競走の最中、アンティロコスは卑劣な策略を用いてメネラーオスの駆る馬の走行を妨害し、これを追い抜く。その結果前者は2位、後者は3位となつたが、賞品供与の段になつてメネラーオスは異議を申し立て、アンティロコスに不正行為があつたことを訴えた上で、次のように言う。

ἀλλ’ ἄγετ’, Ἀργείων ἡγήτορες ἡδὲ μέδοντες,
ἐς μέσον ἀμφοτέροισι δικάσσατε, μηδ’ ἐπ’ ἀρωγῇ
.....
εὶ δ’ ἄγ’ ἐγὼν αὐτὸς δικάσω, καὶ μ’ οὖ τινά φημι
ἀλλον ἐπιπλήξειν Δαναῶν· ίθεῖα γὰρ ἔσται.
Ἀντίλοχ’, εὶ δ’ ἄγε δεῦρο, διοτρεφέσ, ή θέμις ἔστιν,
στὰς ἵππων προπάροιθε καὶ ἄρματος, αὐτὰρ ιμάσθλην
χερσὶν ἔχε ῥαδίνην, ...
ἵππων ἀψάμενος γαιόχον Ἐννοσίγαιον
ὅμνυθι, μὴ μὲν ἐκῶν τὸ ἐμὸν δόλω ἄρμα πεδῆσαι. (573-85)

アルゴス勢を率いて指揮をとる方々よ、双方に対して公平に、依怙贋脣なく裁定を下してもらいたい、…いやむしろ、わたしが自分で裁きを下そう、ダナオイ勢の中にわたしを咎める者は誰もおらぬと思う、わたしの裁定は正しい筈だからな。ゼウスの寵あるアンティロコスよ、さあここへ出て来い、しきたりの如く車と馬の前に立ち、細やかな鞭を手に持て…、そして馬に手を置いて、大地を囲み大地を揺るがす神にかけて誓え、奸策を用いてわたしの車を妨げたのは故意にしたことではない、とな（松平千秋訳）。

メネラーオスはアンティロコスとの間に生じた紛争の解決を、一度はアルゴス勢を指揮する他の王たちの裁きに委ねようとしたが、すぐにその要求を撤回し、彼らと同等の権限を持つ者として、争いの当事者でありながら自ら裁定を下したのである。その内容は、アンティロコスが一定の形式に則って、自分は故意に不正な行為に及んだのではないとポセイドーン神にかけて宣誓するという提案であった。これはゲルマン法における「証拠判決」（Beweisurteil）に相当する。つまり、判決の中で定められた形式に従つて紛争当事者のいざれかが宣誓を行えば、自動的に訴訟の勝敗が決定し、紛争に終止符が打たれるのである²⁸。

かかる原始的かつ非合理的な裁判制度を改革すべくドラコーンが新たに創設したのが、51名のエペタイを陪審員とする法廷であった。しかし、犯人が不明である場合と動物や無生物による事故死の場合は当事者間の対立が欠如しているため、合理的な裁判制度が確立されていた前4世紀においてもなお、依然としてプリュタネイオンの法廷で上述のような原始的な手続による裁判

²⁷ Carawan (1998), 17 n. 28, 50, 100 は、プリュタネイオンの法廷は元来、党争や血讐による無差別の殺戮が行われた場合に特定されざる殺人者を断罪するための法廷であったのだが、後に未知の殺人犯一般、さらには人を死なせた動物や物体をも裁くようになったと考えている。

²⁸ Thür (1996), 61f.

が行われていたのである。

興味深いことに、このプリュタネイオンという建物はスケープゴート儀礼と密接な関係を持っている。プルータルコスは生国カイローネイアに伝わる「飢え遣らい」(βουλίμους ἔξελασις) と呼ばれる奇習について報告しているが²⁹、それによると、この儀礼には公的な行事として行われるものと一般市民が各家庭で行うものとがあって、後者は奴隸の一人をセイヨウニンジンボクで作った杖で打ち、「飢えを外へ、富と健康を中へ」と唱えながら戸口から追い出すというものである。そして、前者はアルコーンによって公共の炉 (ἡ κοινὴ ἑστία) の傍らで執り行われたというが、この炉はほかならぬプリュタネイオンの内部に設置されていたのである。なお、プルータルコスは明言していないが、この公の儀式では国有奴隸が用いられ、最後にアルコーンがこれを城門の外へ追い出したと推測される³⁰。

ところで、マッサリアーでは浄化儀礼に用いられるスケープゴートが丸1年間国費で養われたとの証言があり³¹、アテーナイのパルマコスも同様の待遇を受けていたと考えられるが³²、これは国中の罪穢れを一身に背負って国外へ追い払われ、もってポリスを災いから救う彼らを貴人に見立てるためであった³³。そして、どのポリスでも一般に、国家による扶養という特権を与えられた者はプリュタネイオンで饗應を受けることになっていた。してみると、カイローネイアの場合と同じく、これら二つの都市においても、スケープゴートを送り出す行列はプリュタネイオンから出発したと考えて然るべきである³⁴。殺人犯の追放もスケープゴートの放逐と同様に穢れの祓い棄てを目的としていたことを想起すれば、このことは初期アテーナイにおける殺人裁判がプリュタネイオンの法廷で行われたことの傍証となるかもしれない。

参考文献

※論文集に転載されたものや他国語に翻訳されたものを用いた場合はその書名等を、別の出版社から再版されたものを用いた場合はその所在地と出版年を、〔 〕内に記した。

- Bremmer, J. (1983), 'Scapegoat Rituals in Ancient Greece', *HSCP* 87, 299-320.
Burkert, W. (1970), 'Buzyge und Palladion: Gewald und Gericht in altgriechischem Ritual', *Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte* 22, 356-68. 「Buzyges and Palladion: Violence and the Courts in Ancient Greek Ritual」, in id., *Savage Energies: Lessons of Myth and Ritual in Ancient Greece*, tr. P. Bing (Chicago / London 2001), 85-96]
Carawan, E. (1998), *Rhetoric and the Law of Draco* (Oxford).
Connor, W. R. (1985), 'The Razing of the House in Greek Society', *TAPA* 115, 79-102.
Gagatin, M. (1981), *Drakon and Early Athenian Homicide Law* (New Haven / London).
Hughes, D. D. (1991), *Human Sacrifice in Ancient Greece* (London / New York).
勝俣鎮夫 (1983)「家を焼く」網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫 (編) 『中世の罪と罰』所収、東京大学出版会、15-26.
Latte, K. (1931), 'Beiträge zum griechischen Strafrecht II. Die Strafen', *Hermes* 66, 129-58. [Id. *Kleine Schriften zu Religion, Recht, Literatur und Sprache der Griechen und Römer*, hrsg. O. Gigon, W. Buchwald u. W. Kunkel (München 1968), 268-93]
MacDowell, D. M. (1963), *Athenian Homicide Law in the Age of the Orators* (Manchester).
前沢伸行 (1986)「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』35, 1-47.
Maschke, R. (1926), *Die Willenslehre im griechischen Recht* (Berlin). [Darmstadt 1968]

²⁹ *Quaest. conv.* 693e-f.

³⁰ Hughes (1991), 163.

³¹ Serv. ad Verg. *Aen.* 3. 57 = Petron. fr. 1 (Lactant. *Placid. Comm. in Stat. Theb.* 10. 793).

³² Ar. *Eq.* 1136 の δημοσίους の意味について Schol. a ad loc. は三つの解釈を示しているが、その一つはこの語を φαρμακοί と同義とするものである。このような解釈が生まれたのは、アテーナイではパルマコスが一定の期間国費で養われたという知識を古注家が得ていたからにほかならない。

³³ Bremmer (1983), 305.

³⁴ Ibid., 313.

- Ruschenbusch, E. (1960), ‘ΦΟΝΟΣ: Zum Recht Drakons und seiner Bedeutung für das Werden des athenischen Staates’, *Hist.* 9, 129-54.
- Saunders, T. J. (1991), *Plato's Penal Code: Tradition, Controversy, and Reform in Greek Penology* (Oxford).
- 清宮敏 (1988)「殺人の穢れとポリス市民共同体」『東北福祉大学紀要』13,215-28.
- Stroud, R. S. (1968), *Drakon's Law on Homicide* (Berkeley / Los Angeles).
- Thür, G. (1996), ‘Oaths and Dispute Settlement in Ancient Greek Law’, in L. Foxhall and A. D. E. Lewis (edd.), *Greek Law in its Political Setting: Justification not Justice* (Oxford), 57-72.